

平成二十二年十月十九日受領  
答 弁 第 三 六 号

内閣衆質一七六第三六号

平成二十二年十月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員高市早苗君提出主に尖閣諸島周辺に於ける日本漁船の安全確保策等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出主に尖閣諸島周辺に於ける日本漁船の安全確保策等に関する質問に対する

答弁書

一について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、お尋ねのような可能性があるとは考えていない。

二について

政府としては、尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に基づき、従来から尖閣諸島付近海域において、海上保安庁の大型巡視船を常時配備し、情勢に応じて体制を強化するなど、適切に警備を行っている。

今後とも、関係省庁が連携し、我が国の漁業者の安全確保等のため、情勢に応じ、必要な警備を引き続き厳正かつ適切に実施していく考えである。

三について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、海上保安庁としては、尖閣諸島付近海域において、中国の漁業監視船が我が国領海内に侵入しないよう、継続的に警戒監視を行うなど、厳正かつ適切に警備

を実施していく考えである。

#### 四について

政府としては、お尋ねの地域における防衛態勢の整備については、我が国を取り巻く安全保障環境等を十分に踏まえて検討していく考えである。

#### 五について

尖閣諸島に関する我が国の立場は一貫しており、諸外国もこれを十分承知しているものと考えているが、政府としては、引き続き、我が国の立場が正しく理解されるよう、適切に取り組んでいく考えである。